

産業団地エネルギー効率的利用策検討調査業務委託 公募型プロポーザル方式による募集の公告

次のとおり、公募型プロポーザル方式による提案書の募集を行います。

令和6年6月19日

埼玉県公営企業管理者 板東 博之

記

1 業務の概要

- (1) 委託業務名 産業団地エネルギー効率的利用策検討調査業務委託
- (2) 委託箇所 埼玉県内
- (3) 委託業務内容 埼玉県企業局では、今後、新規で産業団地を整備する際には、埼玉版スーパー・シティプロジェクト*の3要素(コンパクト、スマート、レジリエント)の考え方を踏まえた整備方針、特にエネルギーの効率的利用方法を検討する必要があると考えている。

埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針では、「未来を見据えた産業基盤の創出」を目指しており、この度、新規産業団地整備におけるエネルギー効率的利用策の調査・検討を行うものである。

*埼玉版スーパー・シティプロジェクトとは

超少子高齢社会を見据え、市町村の「コンパクト」「スマート」「レジリエント」の3つの要素を兼ね備えた持続可能なまちづくりを埼玉県が支援するプロジェクトのこと。これにより、コンパクトで、スマート技術により利便性が高く、災害時にも強い、エネルギーも途絶えないようなまちづくりを進めている。

コンパクト……必要な機能が集積しゆとりある“魅力的な拠点”を構築

スマート……新たな技術の活用などによる“先進的な共助”を実現

レジリエント…誰もが安心して暮らし続けられる“持続可能な地域”を形成

- (4) 履行期限 令和7年2月28日
- (5) 委託上限額 金 12,905,200 円(消費税及び地方消費税相当額含む)

2 資格要件

- (1) 令和5・6年度埼玉県物品等入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、次のとおり登録されている者であること。

ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。

業種「催物、映画、広告、その他の業務」

大分類「その他の業務」

小分類「集計・調査、企画研究、計画策定業務」

(2) 過去10年度間公告日までに以下の実績を有すること。

国内においてエネルギーの効率的利用策を検討・履行した実績を有すること。

(3) 公告日以後に「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がないこと。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

① 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者

② 埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第120条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(6) 参加できる者の形態は単体企業とする。

(7) その他

① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

② 公告日以降に埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

③ 契約保証金

ア 落札者は契約金額の100分の1以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。

イ 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（cにあつては、保証金額）と同額とする。

a 利付国債

b 埼玉県債

c 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証

ウ 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

a 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

b 保険会社、銀行、農林中央金庫その他埼玉県公営企業管理者が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

エ 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。

ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

④ 埼玉県公営企業標準委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して見積に参加すること。

⑤[電子契約を行う場合]

本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

3 一次選定及び二次選定基準

上記2の資格要件を満たしている者の中から、次の基準に基づいて選定する。

- (1) 技術提案書の内容
- (2) 参考見積書

4 技術提案を求める具体的テーマ

- (1) 業務の実施方針及び業務工程計画等
- (2) 複数者間でエネルギーを効率的に利用した事例調査
- (3) 業種（企業）ごとのエネルギー需給の把握
- (4) エネルギーを効率的に利用する産業団地の形態の把握
- (5) 事業スキームの提案のための調査及び地域特性を踏まえた想定

5 窓口・問い合わせ先

埼玉県企業局地域整備課 計画・造成担当 湯浅、江原

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-14-21

電話 048-830-7132（直通）

FAX 048-825-2920

E-mail a7040-02@pref.saitama.lg.jp

6 手続き

(1) 説明書に対する質問の受付期間及びその回答方法

- ① 受付期限 令和6年6月25日（火）15時まで
- ② 受付方法 E-mail にて提出すること。
- ③ 回答方法 令和6年6月28日（金）17時までに埼玉県のホームページにおいて、企業名等を伏せて掲載する。
なお、質問に対する回答のすべての内容は、すべての参加者に適用する。
また、参加者から質問がない場合でも、埼玉県のホームページを通じて発注者から参加者へお知らせを掲示することがある。

(2) プロポーザル参加表明書の提出について

- ① 提出期限 令和6年7月2日（火）15時まで
- ② 提出方法 E-mail にて提出すること。

(3) 技術提案書（様式1号～1号の3及び技術提案を求める具体的テーマ(1)～(5)について記述した内容）の提出について

- ① 提出期限 令和6年7月17日（水）15時まで
- ② 提出方法 E-mail にて提出すること。
- ③ その他 当該業務に係る参考見積内訳書を併せて提出すること。
なお、添付可能なファイルの容量は合計で10MB以内である。
やむを得ず10MBを超える場合は、「5 窓口・問い合わせ先」の担当者に連絡すること。

7 技術提案書提出後の予定

(1) 一次選定の有無 有

ただし、上記2の資格要件を満たす者が少数である場合は、一次選定を実施しない。

(2) プレゼンテーション予定日（一次選定を実施しない場合）

令和6年7月22日（月）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、状況により、面会以外の方法でヒアリングを実施する場合がある。

8 その他

詳細は説明書による。